

## 第1回広島県犯罪被害者等支援検討会議事録

### 1 日時

令和3年6月15日（火）13:00～15:00

### 2 開催方法

WEB会議

### 3 出席者

内野委員，北口委員，河内委員，河野委員，谷口委員，檜山委員，柳原委員，吉中委員，新谷主幹（森谷委員代理）

### 4 議題等

- (1) 犯罪被害者等の置かれた状況について
- (2) 委員からの意見聴取

### 5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課 電話 082-513-2744（ダイヤルイン）

### 6 検討会の内容

- (1) 犯罪被害者等の置かれた状況について  
（北口委員）

今から約16年8か月前，2004（平成16）年10月5日に犯罪被害を受けた，残された家族です。

今日は，被害者及び被害者家族への支援についてですが，大きく分ければ，精神的な支えとなる支援，経済的な支援の2つに分かれるのではないかと感じており，私が突然，遭いたくもない事件に遭い，事件発生から，去年，裁判が終了するまで支援いただいた，その時に感じた内容について，お話をさせていただきます。

事件は，2004（平成16）年10月5日に発生しました。当時も会社員で，突然連絡を受けて，娘と対面したのは，近くの病院で，眠る姿の娘を見ました。その記憶は忘れることなく，覚えておきたくはないけれども，ずっと自分の脳裏に残っています。

その後，被害者家族として支援を受けますが，支援される方に初めて会ったのは，当日夜，廿日市署においてでした。当時，県警の中にあった被害者対策室の方と，カウンセラーの方，廿日市署の方と会いました。被害者対策室の方から，紙袋に入った冊子と名刺を渡され，その時は，「今の状況で詳しい話をしても多分耳に入ってこないでしょうから，この名刺と冊子だけは，大事に持っていてください。何かあれば，とにかく連絡ください。」と言われ，その場を離れられました。その記憶はとでも残っています。

その後，家で起こった事件なので，「今晚，宿泊する場所がありますか。」と聞かれました。その時は，「私の妹が同じ市内に住んでいますので大丈夫です」と，お答えしました。宿泊場所については，私は個人的に，殺人事件被害者遺族の会である「宙（そら）の会」に

属していますが、会長は、今でも未解決の、東京で起こった事件で、当時大学生だった娘さんを亡くされた方ですが、その方は、娘さんを亡くされた上に、家を放火され、帰る家がないのに、簡単な事情聴取だけされて、今日はお引き取り下さいと、ほっぽり出された、ということもありました。残された被害者家族が、その晩にどこに泊まるか、その辺りから、配慮していただいた事には、私は助かってはおります。

最初の支援は、突然人の命を奪うような事件でしたので、マスコミへの対応でした。当時どういう具合にマスコミと接していいかわからない。特に、お通夜や、葬儀に、マスコミが押しかけてきても困るので、被害者対策室の方に、マスコミへのお願い文と自粛依頼の看板設置をお願いしました。葬儀場に行く前に、娘がいったん帰りました。あまり人に見てほしくない、娘が家に戻るときには、シートで覆っていただいた、そういうこともありましたが、翌日から、家で実況見分が始まった時には、付き添っていただいた、そういうことも覚えております。

次に相談として、妹をずっと学校を休ませるわけにもいかないので、学校に登校させるタイミングを相談しました。相談したところ、学校と連絡をとり、いつから登校していいか連絡します、と言われ、あまり日にちが経たないうちに連絡をいただき、無事に、学校に行くようになりました。

それと、私の母も被害を受け入院していましたが、集中治療室の中で、事件後初めて母と会った時、「娘は元気？」と聞かれ「元気で頑張っているよ」としか言えませんでした。逆に言えば、重症の母に、どのタイミングで伝えるべきか考えられなかったのも、この部分も相談したところ、集中治療室から一般病棟に移るタイミングで話をしてください、ということでした。どのタイミングでどう話すか悩みましたし、自分自身も嫌な記憶なので、どういう具合に話をしたかは、自分の記憶の中では、半分以上、消えかけています。

その後、1年くらいまでの支援になりますが、定期的に連絡を受け、相談しやすい雰囲気は持てましたので、私の方も相談に行きましたし、必要なら家の方まで来ていただきました。相談内容としては、自分のこと、当時、眠れない日もありましたので、そういう精神的なことや、家族の体調もすぐれないときもありましたので、そういう相談が主ではありました。その後は、必要な時に私から連絡するようにして、私の方から精神的には大丈夫なので、困ったときには相談しますとお伝えして、それからは相談する回数も減りましたし、事件解決するまでの7～8年は、ほとんど相談することもありませんでしたし、もし、あったとしても、たいした相談事ではなかったかなと思います。

その後、大きな支援となりますと、犯人が捕まり、裁判が始まる前からの相談と、裁判中の付き添いとなります。裁判が始まるまでは、広島県警でお世話になっていましたが、事件解決してからは、広島被害者支援センターにお世話になり、大きな支えとなりました。

元気で暮らすために大切なこととして一番大きく感じたのは、カウンセラーの人や支援センターの人が、代わることなくずっと支援していただいた、その思いが大きいです。私の場合、相談にのっていただいた人が、代わることはありませんでしたので、腹を割って話せるというか、お互いの信頼関係が大切なので、その点では助かりました。最初に相談した人に頼ってしまうので、難しいとは思いますが、できれば人の固定をするようにしていただけると、被害者や被害者家族にとりまして、大きな力となります。

次に経済的な支援の話です。被害にあった人の立場によって、早急な支援が必要だと感じ

ています。私の場合、特に困ることはなかったですが、事件発生によって、母も入院生活を送り、元気になって退院するときには、病院から医療費を支払うように請求されまして、当時、捜査員の方に、医療費の負担はどうなりますかと聞けば、それは犯人を逮捕したら、犯人に請求しなさいと言われ、あきらめるしかないのかな、という思いはありました。

それ以外に国の支援として、犯罪被害者給付金制度がありますが、これは殺人等の故意の犯罪行為による限られた人に対する給付となりますので、それ以外でも経済的に厳しい人には経済的に支援できるような、大きな制度になっていただきたいとも願っております。

次に裁判の話ですが、犯人に対して、刑事でも民事でも罪を償わせたいということで、民事の方では、損害賠償命令制度を利用して、裁判を行いました。民事の場合は、被害者家族でも費用が必要になります。

ただ、裁判で賠償命令の判決を勝ち取っても、加害者側は支払い能力がないのが現実で、ほとんどの被害に遭われた家族の方にとっては、判決が出て、紙切れ同然です。判決の効力を維持するためには、必要な時期がくれば、また費用が必要となりますので、民事に対して、すべて一律に考えていただきたいとは言いませんが、裁判費用の負担の方も、経済的に厳しい方には少しでも軽減するようにはしていただけますと助かります。

最後に、報道関係についてです。人の命が奪われるような凶悪な事件で、テレビ新聞等での報道があったと思うのですが、残された家族は、新聞やテレビを見る余裕はなく、どんな報道をされたか、まったく不明な状況です。

ですから、できれば、凶悪事件が発生した場合には、被害者や被害者家族と報道関係との連絡係というような支援があった方がいいのかなと今は思っております。どこで入手されたのか知らないのですが、使用されたくない写真などもありますので、そういったことも少し考えていただきたいし、報道の内容によっては、当初まったくわからず報道されるわけですから、恨みによる犯行というような憶測での報道や、記事の掲載をされた場合、そうでなかったと後でわかったとしても、後で打ち消すことは、大変なことだし、無理なことになってくるので、憶測での報道は避けていただきたいと強く願います。

普通の生活をしていたら、私自身も、報道関係の方との接点はないですし、事件発生から少し日時がたって、取材されても何をどう話せばいいのか、悩むことばかりでした。なので報道関係の方と被害者・被害者家族との連絡係というのも大きいことだと思います。

今日は、一個人としての立場から話をさせていただきましたが、犯罪被害も様々なケースがありますので、全てを満足する支援は困難かと思いますが、少しでも被害者や被害者家族が安心して暮らせるように、どうぞよろしく願います。

(県民活動課長)

北口委員の方からは、御自身の経験を踏まえて、経済的支援やマスコミへの対応など、いろんなお話、御意見をいただきました。ありがとうございました。

(柳原委員)

広島被害者支援センターの柳原といいます。今、北口さんのお話を、被害者の方の思いを感じながら聞かせていただいております。

広島被害者支援センターは、先ほどの資料にありましたとおり、まだ認知度が低く、こう

いうセンターがあるというのを知られていないのが現状だと思います。

当センターは平成 16 年に、任意の団体として設立されています。当初は電話 1 本で電話相談のみで開始しておりますが、地道に支援を重ねながら、平成 19 年に犯罪被害者等早期援助団体として広島県公安委員会から指定を受けています。

早期援助団体に指定されたので、事件が発生したら、警察の方で、被害者の了解を得た上で、センターが直接被害者の方の情報を受け取ることができるようになりました。被害者の方に早く連絡をとったり、支援ができるようになっていきます。その分、守秘義務であるとか厳しい制約はあるのですが、被害者の方に早くかかわることができるようになっていきます。

被害者の方は、犯罪の被害に遭うということは突然のことで、準備をして被害に遭われることはありません。日常が突然に壊れてしまって、いろんな困難が生じてきます。先ほども精神的な面という話がありましたが、それは本当に想像できないほどだろうと思います。いろんな被害があり、10 人おられれば 10 とおりの精神的な苦しみがあるのですが、比較することはできません。精神的に大きなダメージを受けられます。センターは、事件直後にそこに居合わせて対応するということが無いのですが、直後は、警察のカウンセラーの方が行きまして、いろんな対応をされた後で、被害者の方の同意をとってセンターにつながってきます。それでも、日数が経っていても、センターにいろんな思いをぶつけられることが多いです。それは、私たちは聞くしかない、理解しようと思いますが、わかるかと言われるればそれは難しい作業で、真摯に聞かせていただくしかないような状態です。精神的な困難はどの方も抱えてらっしゃいます。

2 番目に大きいのは、それまで無縁であったであろう、警察や司法への関わりです。本当に大きなことで、いったいこれから、どうなっていくんだろう、事件が起きてこれから裁判になると言われるが、どう進んでいくのか、自分がその中で何ができるだろうとか、不安をたくさん持っておられる方が多いです。

警察、検察で、パンフレットをもらって説明もしてもらうけど、言葉がわからない、まったく覚えてない、聞いたような気はするけど、全然覚えていない、と言われることはよくあります。あらためてお話をさせていただいたりしています。

私たちは、お会いして、被害者の方の要望を聞きながら、これから裁判が、こんな風に進んでいきますという説明や、センターとしては、弁護士さんに相談ができますよとか、いろんな手続きや、こういった制度がありますという説明をさせていただきます。

後は、検察や裁判所など、いろんなところと連絡をとったり、弁護士さんと連絡をとったりしますが、センターの大きな役割としては、弁護士さん、裁判所、検察、それぞれお仕事がありますが、うまくつなぐといえますか、間をつないだりする、隙間を埋める、というところが一つの役目と思っています。

例えば、裁判員裁判になると、長い場合は裁判が始まるまでに 1 年とか、それ以上かかったりすることがあります。そうすると被害者の方はその間、ずっと待っていなくてはならなくて、情報が入らなかつたり、どうなっているんだろうと不安になられたりします。そういう中で、定期的にお電話して、お気持ちを聞いたり、こちらが得た情報をお伝えしたり、何か不安なことがあれば、どこか聞いてお伝えしたり、そういうことができるのはセンターの大きな役目かなと思っております。直接、裁判に関わった支援ができるのは、センターの大きな役目かなと思います。

場合によっては、裁判が終わった後も、必要であれば、10年も継続してセンターが支援するケースがあります。そういった隙間を埋めるというか、つなぎをするといった、きめ細かく、長く支援できるのは、民間の支援センターの利点かなと思っています。

ただし、センターが何もかもできるわけではなく、センターができることを真摯にやらせていただくことが基本であります。

日常生活、社会生活の困難さというのもあります。今までは、普通にできていたことができなかつたり、食事できない、眠れない、人と上手く対応できないとか、生活の困難さというのも当然あることです。それは異常な事態で起きている普通の反応なんですよ、とお話しして、まるで元には戻らないかもしれないけど、時間とともに徐々に回復しますよ、とかアドバイスしたりします。あまりひどい時には、医療機関やカウンセラーを紹介させていただくこともありますが、これは個々に違いますので、一概に被害者の方に同じメニューをとということではなく、お一人お一人のお話を聞きながら対応しているところです。

特に、被害に遭われた家族の方が、みんな同じように悲しい、同じレベル、同じ形で悲しいということも、なかなか少なく、お父さんとお母さんの思い、悲しみの感じ方が違っていたり、子供が、そういう姿を見て、すごくがまんをしてみたり、気が付かないところで苦しんでいる子供たちがいたり、ということも忘れてはいけないところと思っています。なかなか、そこは解決できないのですが、ゆくゆくは学校、教育関係との連携も絶対必要なところだと思っています。子供たちが傷を負ったままでいないように、周りの大人が気が付いてあげられるように、そういった意識を持った大人が、一人でも多くいてほしいなと思っています。

経済的な負担も大きいです。医療費の負担。これは犯人が払ってくれることは、あまりないですので、ほんとに医療費は自分で払わなければならなかつたり、理不尽な転居もあります。事件現場が自宅であつたり、近所のことが気になるとか、性被害にあつて、近所に犯人が戻ってくるとか、転居したいけれどもその費用がないであるとか、葬儀の費用であつたり、お墓の費用であつたりとか、お供えだつたり、弁護士費用、手続きに要する費用、いろんなところに動かなければならぬ交通費。仕事を休まなければならぬとなれば、そういった費用、仕事に出られなくなった、体調が悪くなって働けなくなったとうことで収入が途絶えるということは、すべて被害者の負担です。どこも出してはくれません。被害者の方が全部出していかないといけない。そういったところは、早く、少しでも被害者の方が生きやすいように、どこかでサポートできるようになったらいいなと思います。

経済的な負担は、支援センターは何もしてあげられない、犯罪被害者給付金もすぐに出るものではなくて、時間もかかりますし、要件もいろいろありますし、なかなか難しいです。条例ができて市町村は、すぐに見舞金が出たりします。こういうところが、足並みが揃えばいいなと考えています。なかなか一律にはいかないかと思っています。

マスコミの被害も、今は、さほど大騒ぎはないですが、マスコミによって被害を受けるとか、SNSによって、あらぬこと書き込みが流れてしまつとか、こういうところは、センターの方では、早く弁護士さんに動いてもらつて、対応していただけるようにしています。

後は、二次被害の問題です。よかれと思ってかけた一言が相手を傷つけることがあります。センターが二次被害を与えないよう心掛けて気を付けていかないといけないと思っています。

ただ、あれを言ったらいけない、これを言っではいけないとなると、どう言ってあげたらいいのかとなる。そこは人間関係の中での言葉なので、言っではいけない言葉も、関係の中では、届く言葉になることもある。そのあたりを考えながら、言葉をかけていきたいと思っています。

その時その時困っていること、わからないことがあるので、その都度お聞きしながら、被害者の方の意思を確認しながら、センターができる支援をさせていただいています。

センターがすべてのことをできるわけではないので、関係機関との連絡連携は欠くことができません。ですから、こうした機会を設けていただいたことはとてもありがたいと思いますし、それぞれの立場で、みんなで理解して支援していく意識を高めていくことが何より大事なかなと思います。

(県民活動課長)

被害者支援センターから実際の支援の状況ですとか、必要な支援についてのご意見をいただきました。ありがとうございました。

## (2) 委員からの意見聴取

(内野委員)

先ほどのアンケート結果や、県としてどのようなニーズや支援があるかという実情がわかったと思います。

ニーズで一番多かった「どのような支援が必要かわからなかった」ということについて、私も、実際、被害者の方のお話で聞いたことがあります。

被害者の方が言われたのは、自分がどんなことに困っているか、これから困るのかわからないので、どんな支援が受けられるか、想像がつかないようです。いろんな支援がありますが、どのような支援が必要になるかということ自体、今の自分は思いつかないということです。先ほどの話にもありましたが、日常生活をどう取り戻すかとか、安定させるか、ということが、当初のニーズとしては高いようです。

例えば、買い物にいきたいけど、外にはマスコミがいるので買い物の代行をする、といったこと。お子さんの学校の話もありましたが、お父さんお母さんは現実的な対応がありますので、子供が学校にいけないうちに、当面家でどう過ごすか、ということで、お子さんの相手をしてくれるボランティアをお願いするとか、まずはそういった日常生活を当面どうするかが大事なようです。

そこで、窓口に県の方がなっただけことが可能であればそういうところで、被害者の方に対して、レストランのメニューではないですが、これからお困りになるかもしれませんから、そういうときは、こうした支援のメニューで対応できますよといった、コーディネーター的役割が、まずは大切なかなと思います。

被害を受けてからの時間的経過とともにニーズも変わってきますし、時間経過に沿って、必要なことを、その時々、できることを提供するの大事かなと思います。

アンケート調査にあったように、そっとしておいてほしい、というのもあります。被害者の方からすると、自分と同じ経験をしていない人にはわかってもらえないんじゃないかとか、良かれと思ってかけてくださる友人の言葉が、自分には違和感がある、ということもあるよ

うです。なかなか自分から接触したり，友人から近づいてきてもらった時にどう対応するかは難しいところもあるようなので，被害者のニーズに合わせて，オンデマンドの対応，配慮が必要になってくると思います。

その時々状況にあわせて，必要なことをくみ取ったりしながら支援を準備したり，コミュニケーションをしていく，やはり信頼関係がないと，支援をお願いする，援助を受けるということはできないので，その信頼関係をどう構築していくかということも大切になってきます。北口さんへの県警の対応の仕方を，私たちも，身につけられるよう研修などを行うことが必要だと思えます。

(県民活動課長)

ありがとうございました。メニューの提示という意味では，県でも被害者支援ハンドブックがありますが，なかなか周知できていない，窓口も知られてない点も検討をしていく必要があると思っております。

(北口委員)

凶悪犯罪の場合には，県警がどんどん動いてくださいますが，様々な犯罪被害を考えた場合，被害に遭われた方が，どこに相談に行けばいいか，悩まれると思えます。どこに行けばいいとか，こういった所がありますとか，広報が大切だと思えます。

それと相談窓口で，最初に相談した人を頼ってしまうので，できれば，ある程度の期間は固定して，相談にのっていただきたい，そういう思いが大きいです。私の場合は，県警のカウンセラーさんが裁判終了するまで，人が代わることなく，支援センターも人が代わることなく話を聞いていただきましたので，その点では何でも話しができたので，そういう事が大きいです。

裁判の話しをしますと一般の生活をしていたら，裁判はわからないですし，自分が終わって感じているのは，裁判の流れを丁寧に説明して頂きますが，わからない点がありますか，と質問されてもわからない点がないので質問のしようがなかったということがありました。なので出来る事なら裁判が起こるような事件にあわないのが一番としか考えられません。

私の場合，相談員さんが家にまで来られました。相談窓口の人が自ら動くのか，待つのか，その辺の判断，その境目を決めるのは難しいかもしれませんが，ある程度明確にして，待つ体制でなく，自ら動く体制も必要ではないかと感じています。

(県民活動課長)

ありがとうございました。

(河内委員)

弁護士会の活動状況についてお話をさせていただきます。広島弁護士会の犯罪被害者の支援に関する委員会に所属している委員で，月に1度委員会を開催し，被害者支援の協議や事例検討などを行っています。具体的な活動内容としましては，犯罪被害者の無料の電話相談というのを平日15時から18時の時間帯で毎日開催しています。昨年度の相談件数実績は174

件です。犯罪被害者支援に向けて弁護士活動向上のため、弁護士を対象とした研修会なども行っています。全国各地で行われる、経験交流集会、様々なシンポジウムに委員を派遣し弁護士の活動スキルアップのための会議を行っています。

次に、広島被害者支援センターへの活動協力として、毎月1回定期的な弁護士相談担当者の派遣、広島被害者支援センターから要請があった場合には、不定期の相談担当者の派遣を速やかに行っています。センターの相談員さんとの勉強会なども行っています。その他諸機関との協議連携強化としては、広島県被害者連絡協議会への参加や、広島地方検察庁との被害者支援に関する協議なども行っています。また被害者支援に関する講師派遣の依頼があった場合は、講師として委員を派遣しており、各種講演会の後援もしております。以上がおおまかな弁護士会の活動内容です。

次に、条例について、少し前ですが2019年2月に広島で開催した犯罪被害者支援条例の必要性を考えるシンポジウムの中では、犯罪被害者の声として、行政の窓口で相談に行った際に、どのような支援があるのか十分理解できなかった、広島に生まれ育ってよかったと思える制度があつて欲しいと思った、などといった声がありました。そして、広島弁護士会としてはご承知かもしれませんが、2019年、広島弁護士会会長が意見書を発表し、条例未制定の自治体に意見書を持参、郵送等で提出したように、広島県及び広島県内すべての市町において、犯罪被害者支援に特化した条例を制定すべきだと考えています。

北口委員のおっしゃったように、被害者が再び平穏な生活を取り戻すためには、長い年月が必要となることは想定されることです。そのためには、継続的な支援が極めて必要だと思っています。物理的にどうしても職員の異動とか支援が継続できなくなることが想定されるので、条例に関しては、県の活動内容もどういったことをしているかわからない、という声もアンケートの中にあつたと思いますが、県民への広報啓発とか、県内各市町職員への研修の実施、犯罪被害者等支援のための施策などと有機的、密接に結びついている犯罪被害者等早期援助団体への財政的支援の充実も図られるべきだと思っていますので、広島弁護士会としては、犯罪被害者に特化した条例の制定をお願いします。

(県民活動課長)

河内委員から条例の必要性など、ご発言いただきました。ありがとうございました。国の計画において、中長期的支援や、個々の事情に一層配慮した支援などが示されていることも踏まえまして、今後、条例の制定も含め、実効性ある支援について検討を進めたいと考えています。

(河野委員)

警察による犯罪被害者支援の概要について御説明と条例への期待を述べさせていただきます。

警察による犯罪被害者支援の柱は資料でお示ししているものです。基本は国の犯罪被害者等基本計画にのっとり、広島県警犯罪被害者支援基本計画を定めまして、それに従って各施策を行っているところです。先般、5か年計画を策定して県内に周知したところです。警察は、御承知のとおり犯罪の初期から、事件捜査、終結、検察庁送致の段階まで支援しています。事件事故の発生もしくは相談を認知した段階から支援を行って、犯罪捜査を進めてい



ます。被害者等と密接に関係する場合も多いです。

被害者等への情報提供は、犯罪に遭われるのは初めての方が多いので、これからどうなるのか、司法手続き的なことの情報提供、捜査の進捗状態の情報提供、それから犯罪被害給付制度も初期の段階から情報提供を行っています。

二つ目の柱、相談・カウンセリング体制の整備ですが、相談という形で被害が判明することもよくあります。窓口の充実をまずは図っています。専用の電話を開設したり、女性警察官を配置したり、窓口の周知を図るようにしています。また、最近では、少年が被害にあう事案も多々発生しております。ホームページやSNSといった若い世代が使用される媒体を使って周知を図っています。カウンセリングにつきましては、専任2名を警察本部に配置しております。専任のカウンセラーが危機介入をはかって、被害者によりそって、支援を行っています。

続いて経済的負担の軽減に資する支援、各種の公費負担があります。医療費、カウンセリング費用、ハウスクリーニング費用、一時的な避難場所の提供があります。損害賠償請求制度、見舞金制度などに関する情報提供を行っています。

被害者等の安全確保については、再被害防止措置の推進、防犯的指導、再被害防止対象者を指定して、場合によっては保護的な活動を行います。関係機関との連携の強化では、公的機関、民間機関などいろんなところと連携しながら、安全を確保しています。

捜査過程における負担軽減では、届出は迅速、確実に受理して適正に捜査するのはもちろん、被害者・ご家族の情報の保護、特に報道対策、メディアスクラムから被害者を守ることも、初期の支援においては大きな柱であり、心を砕いているところであります。

各機関・団体との連携につきましては、広島県連絡支援協議会という団体の事務局を行っており、メンバーとの連携を強化し、特色をいかし、意見を聞きながら活動していけるようにやろうとしているところです。

早期援助団体である広島被害者支援センターとの連携をますます強化して、必要な情報を迅速に提供して、より早く、適正につなげるようにしたいと思っております。広島被害支援センターの財政的基盤の確立に警察としても協力したいと考えています。

警察の支援は、初期段階からではありますが、スパンでいえば、短期であります。認知から捜査終結までです。その間は、密接に一生懸命やっているとありますが、スパンが短い。被害者の人生はまだまだ長いのですが、その支援は警察としてはできないところです。警察の立場からは中長期までは手が出せない、できないのが現状です。そこをカバーするためには、各行政機関、関係機関・団体の方々により被害者支援に参画していただけるように、条例化が望ましいであろうと思います。そうした法的バックグラウンドをもって、各種支援に臨んでいけるような県であっていただきたいと思っています。

国の基本計画に、中長期的支援、というのがありました。条例による根拠規定が必要だと考えております。

(県民活動課長)

警察における支援の状況や、相談体制についてお話をいただきました。ありがとうございました。県としても相談窓口、相談支援体制について、今日の御意見を踏まえて引き続き、検討していきたいと思っております。

(谷口委員)

当町では、平成 27 年 7 月に犯罪被害者に係る窓口対応のワンストップ行政サービスとしまして、被害者等から申し出があった場合、庁舎内だけでも、犯罪被害者の心理的ストレスの負担を軽減するため、個室である相談室に案内し、相談室に担当者が出向き、各種申請を行う体制を整えています。その後、令和 2 年 1 月には、犯罪被害やその手続きに関係する課長職を構成員としました犯罪被害者支援窓口ワンストップサービス検討会議を開催し、あらためてワンストップの手続きを整理しております。

令和 2 年 4 月からは、府中町犯罪被害者等見舞金支給要綱を策定の上、府中町犯罪被害者の方に対する見舞金を支給する取組を始めています。

概要は、犯罪行為により不慮の死を遂げられたご遺族、または犯罪行為により傷害を受けられた方に対するもので、遺族見舞金として 30 万円、傷害見舞金として、全治一月以上の傷害を受けられた方に 10 万円の見舞金を支給するものでございます。これまでの状況ですが、ワンストップサービス、見舞金とも利用者はございません。現在、制度等につきまして、効果的な周知方法を模索しているところでございます。

本日、犯罪被害者御家族の北口様をはじめ、委員の方の様々なご意見をお聞きしまして、あらためて犯罪被害者等支援の取組の必要性を感じているところです。

(県民活動課長)

ありがとうございました。府中町では、いろんな取組をされているわけですが、なかなか利用がないということで、県としても、こういった支援が必要か、検討が必要ではないかと考えているところです。

(檜山委員)

先ほど、被害者御家族の委員のお話を聞いて、加害者は医療費を負担する能力がない、被害者が払うのが当然と思われる仕組みというのを聞いて、改めて驚いたのですが、被害者であっても、当然払えるという前提があるはずもなく、これはこのままではいけないのではないかと感じて聞いておりました。早期治療によって防げる後遺症もあります。

例えば当院に通院されている患者さんが犯罪者となった場合には、自分が持っている薬は勾留所に持ち込めないで、警察の方が、すべて警察の経費で、容疑者のお薬を当院まで取りに来られる。犯罪者側の医療費は 100%税金で賄われて、被害者が自分で負担しなければならないのはどう考えてもおかしい。

例えば、身体障害者の申請をすれば、指定医が書類を書いて申請して 3 級以上がとれば、広島では医療費が無料になります。精神疾患の方は、支援の申請書を指定医でなく、誰が書いても、広島市では精神科医療が無料になります。いろいろな疾患、立場で無料になる制度があるのに、警察が入って、明らかに犯罪被害だと認められているのに、それが無料にならないというのは、あらためておかしいのではないかと思います。

どういうところにこれを訴えていければ、犯罪被害者の医療費は公費になるという仕組みができるのか、私にはよくわかりませんが、そのような動きをしてもいいのではないかと思います。早期にしっかりとした医療を躊躇することなくすることで防げる後遺症は必ずあ

りますので、少しでも負担を防ぐ、必要な経費を公費でまかなうことが可能ではないかと思うので、行政の方をお願いしたいと思った次第です。

(県民活動課長)

ありがとうございました。医師の立場から早期治療の必要性、医療費の課題提起をいただきました。

(新谷主幹)

呉市においては、平成 28 年に、呉市犯罪被害者等支援条例を制定しました。条例制定以降令和 2 年度末までの 5 年間で、犯罪により不慮の死を遂げた方への遺族見舞金 30 万は 1 件の支給がございました。1 か月以上の治療を要するケガをする被害にあわれた方に対する傷害見舞金 1 件 10 万円が、延べ 5 件、50 万の支給実績がございます。また市の職員が相談に応じた延べ実績は、令和 2 年度末までで、15 件です。広島被害者支援センターの方に毎月来ていただいて、相談室を開設していますが、5 年間で延べ 7 件の相談を受けています。

呉市としましては、今後とも犯罪被害者の方が直面している問題につきまして真摯に相談に応じ、広島被害者支援センターや警察との連携を図って、必要な情報提供や助言を行っていきたいと考えています。

(県民活動課長)

ありがとうございました。市の取組状況などについて、ご説明いただきました。

(柳原委員)

被害者支援センターは全国にあり、都府県に 1 か所、北海道に 2 か所あります。それを全国ネットワークが総括しています。そこで、いつでもどこでも同じ支援が受けられるように、支援のスキルを学んだり、支援の質の向上のための研修を受けたりしています。支援そのものの研修をしていますが、各県によって支援の内容が少しずつ違ってきます。財政の問題もありますし、事件件数が少なく経験が積めないなど、同じようにはいかないのですが、広島の人であっても、他県で被害にあうこともありますし、逆のこともあります。

センター同士の共同支援であったり、情報交換しながら支援することも行っていますが、他県ではある支援が、広島だったらしてもらえないということが生じてこないように、足並みのそろった支援ができるように、私たちもスキルアップをしていきますし、体制的にも、広島県として、早くそうした条例を制定していただいたりとか、財政面でバックアップしていただけるような体制を整えていただけたらありがたいと考えております。

子供の被害が、個人的にはとても気になっております。家族の誰かが被害にあった時に、子供は大きな影響を受けますし、子供のことは見逃されてしまう、思いを言えないまま大人になって苦しんでしまうこともあります。性被害にあって言えないまま、大人になって精神的なもので残ってしまうこともあります。虐待など子供が被害にあったことで、自分が大人になって加害者になってしまうなど、子供のケアができる体制を整えてほしいと思います。

支援センターでは、子供と直に関わることがないんですが、そういったところ、子供が長

い時間を過ごす学校の中で、先生方にそういった目をしっかり持っていただいで早く気づいていただいで、センターや専門機関につないでいただいたりすることで、子供たちの傷が深くない体制を作っていただければと考えています。

(県民活動課長)

ありがとうございました。条例制定の必要性ですとか、子供への取組の充実など、御発言いただきました。

(吉中委員)

結論的には、広島県は犯罪被害者支援に関して、条例制定という法的な根拠、枠組みの問題としては、全国的には後れをとっているんじゃないかという思いです。

岡山県などに関しては、岡山県も岡山市も条例を持っている状況です。条例がないから、支援が不十分かという必ずしもそうではないと思います。かなり広島県、広島県警、広島被害者支援センター、弁護士会さまざまな組織において、犯罪被害者支援について、かなり熱心に取り組んでいらっしゃるの、これらの力を結集して、より充実した犯罪被害者支援を進めていく必要がある。そのための拠り所であり、機運を盛り上げていくという意味でも条例制定が必要になってくるのかなと感じました。

今、柳原委員からお話がありましたとおり、子供の被害の問題なんかでも、児童虐待の問題なんだから犯罪被害者支援と切り離して考えるという考え方もあるかもしれませんが、小さな被害者という意味では、排除する必要もありませんので、ある意味広島県で、ユニークな独自性のある条例を作ってもいっこうに構わないことではないかと思っています。

いろんな窓口があって、連携を図っていくという意味では、先ほど県警の方からもお話がありましたとおり、広島県被害者支援連絡協議会というのが、平成8年から、早くからできているんですが、ものすごくたくさんの組織で連絡協議会を行っておられるようです。ところが、先ほど北口さんのお話を伺っても、窓口がたくさんあるのはいいですけども、弁護士会も県警さんも地検にもありますし、被害者支援センターさんはもちろん、じゃあ、私がもし被害者になった時、どこに相談しようかなとちょっと考えてしまう。それは「ここに連絡すればいい」という集約された窓口です。

先ほど、府中町の谷口委員がワンストップ型の支援体制をとっておられるのは、被害者目線というか支援を受ける側の視点としては、非常にありがたい制度だと思います。そういう組織の側からの視点ではなく、支援を受ける側の視点に立った、システムを作っていないと、それぞれの組織が、それぞれのところでやっている、これは尊いことで素晴らしいことですが、これを結集していくのは、法的な枠組みとか、システムが必要ですので、被害者支援連絡協議会等を強化していく、より実効性のあるものにしていく、アクティブにしていくなか必要なのかなと思っています。

北口さんのお話、県警の委員のお話にありました、メディアスクラムも、本当に重要な問題だと思います。県警は防止するように守っているということでしたが、被害者支援センターも弁護士に相談されたり、それなりにされているんだと思うのですが、北口さんのお話にあった連絡係のような人、これを確立していくことがすごく大切だと思います。直接メディアと対応していくことは、精神的にも非常に辛いことですので、連絡係みたいなものを制

度として確立していけないものでしょうか。メディアには、憲法上の報道の自由がありますので、これを自治体レベルで規制することは難しいですが、少なくとも守っていく立場の方をしっかりと県レベルでも考えて盾になっていくことが必要なかと思いました。

財政的な支援についても、これまでの先生方がお話になられたとおり、まったく同感でありますので、これも条例をつくって、財政的な支援をより手厚くしていくということが求められているのかなと思います。

被害者支援に関しては、早期援助と刑事司法制度の流れに沿った切れ目のない支援というのが大切なので、後ろの方は、私も更生保護制度というのをやっていますけれども保護観察所の犯罪被害者支援の担当者もおられるし、保護司の方もおられる。刑事司法制度の流れに沿って切れ目のない支援をしていくという横軸の問題と、各段階において、より充実した支援をしていく必要がある、縦軸の充実という二つの側面があると思いますので、こういったことを視野に入れて、条例制定に向かっていっていただくのがいいと思います。

(県民活動課長)

条例制定の意義、支援の充実など御発言いただきました。相談窓口につきまして、どういう連携の形がいいのかなど、今いただいた意見も踏まえて検討していく必要があるものと考えております。